

令和7年度 福祉サービス

苦情解決セミナー 開催要項

1. 趣 旨

社会福祉法第82条により、社会福祉事業の経営者には、利用者の権利擁護と福祉サービスの質の向上を図るため、福祉サービスの利用者等から寄せられる苦情に適切に対応し、解決することが義務づけられています。

本セミナーは、各事業者の苦情解決事業への一層の理解と、苦情解決体制の整備・充実等について研鑽を深めるとともに、苦情受付責任者・苦情解決担当者・第三者委員等の資質の向上を図ることを目的に開催します。

2. 主 催

群馬県福祉サービス運営適正化委員会
社会福祉法人群馬県社会福祉協議会

3. 日 時

令和8年 1 月 1 4 日（水）13：30～15：30 予定

4. 対 象

- （1）社会福祉法第2条に規定される社会福祉事業を行う施設の
苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員等
- （2）その他本セミナーに関心をお持ちの方

5. 会 場

群馬県社会福祉総合センター 8階 ホール
（前橋市新前橋町13-12）

6. 定 員

300名 ＊定員になり次第、締め切りとさせていただきます

7. 日 程

- 12：45～13：30 受付
- 13：30～13：40 開会・オリエンテーション
- 13：40～15：10 講演「福祉サービスにおける苦情解決の意義と対応の実際」
駒澤大学文学部社会学科 教授 川上 富雄 氏
- 15：10～15：30 質疑・応答
- 15：30 閉会

8. 申込期限	令和7年12月24日（水） （定員になり次第、締め切りとさせていただきます）
9. 申込方法	受講申込用 web ページに必要事項をご記入の上、お申し込みください。 https://logoform.jp/f/a0eZq
10. 個人情報の取り扱い	本研修会の申込者にかかる個人情報は、群馬県社会福祉協議会「個人情報の保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき適切に取り扱うこととし、他の目的で使用することはありません。
11. その他	<u>当日は会場の駐車スペースが限られているため、詰め込み駐車となります。</u> 駐車場台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。また、お車でお越しの際はできるだけ乗り合わせてお越しくください。

<申込先・問い合わせ先>

福祉サービス運営適正化委員会 事務局（大嶋）

〒371-8525 群馬県前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター4階

群馬県社会福祉協議会 総務企画課内 TEL 027-255-6669 FAX 027-255-6173